紀北町監査第426号 令和6年1月29日

紀北町議会議長 入 江 康 仁 様

紀 北 町 長 尾 上 壽 一 様

紀北町監査委員 加 藤 克 英

同 平野隆久

公の施設の指定管理者の監査結果報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定により実施した 公の施設の指定管理者の監査について、同条第 9 項の規定に基づきその監査結 果を報告します。

1 監査の対象団体及び所管課

対 象 団 体 : 特定非営利活動法人 ふるさと企画舎

所 管 課 : 商工観光課

2 監査の実施年月日及び場所

実 施 年 月 日 : 令和5年11月14日(火)

実 施 場 所 : 紀北町役場 海山総合支所 3階 302会議室

: 紀北町森林公園オートキャンプ場

(紀北町便ノ山 271 番地)

3 監査出席者

ふるさと企画舎 : 事務局3名

所 管 課 : 担当課長1名

監 查 委 員 : 監查委員2名

監查委員事務局 : 事務局2名

4 監査の範囲

令和4年度における紀北町森林公園オートキャンプ場の管理運営に関する事務及び出納その他事務

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者である特定非営利活動法 人ふるさと企画舎における指定管理事業に係る出納事務について、関係諸 帳簿など整理はされており、指定管理等に係る事務の執行は、おおむね適 正に執行されていると認められる。なお、事務処理上、留意すべき事項は、 担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

7 監査の意見

【特定非営利活動法人ふるさと企画舎】

特定非営利活動法人ふるさと企画舎は、紀北地域を拠点に、集客交流 事業、特産品開発促進事業、参加型体験事業、環境保全事業を行い、地 域住民の活躍の場を創出し、地域内外との交流を通じて、地域の活性化 に寄与することを目的としており、紀北町森林公園オートキャンプ場に ついては、平成19年から指定管理者として運営を行っている。

指定管理者である特定非営利活動法人ふるさと企画舎は、紀北町森林 公園オートキャンプ場の管理に関する基本協定書第2条の指定管理者の 指定の意義を踏まえ、長年、培ってきたノウハウや経験を生かし、本町 の貴重な財産となっている熊野古道や銚子川流域の資源及び地域活性化 に関わる人々・施設などを連携させ、地域の魅力向上と活性化を図る事 業を展開している。

令和4年度については施設利用料総売上料6,508万1,010円で前年度 対比971万1,719円増の118%、利用者数2万3,111名で昨年度より3,020 名増であり、その他監査資料及び聞き取り内容から継続的に安定した管 理運営が行われていることがうかがわれ、指定管理制度の導入効果を確 認することができた。

今後も引き続き、長年、培ってきたノウハウや経験を生かし利用者の 増加と収益の拡大のために大いに手腕を発揮されたい。

また、まちづくりを推進する中核的な団体として、本町が目指す豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまちづくりの実現に向けて、地域活性化への更なる取り組みを期待するものである。

【商工観光課】

所管課の商工観光課については、引き続き特定非営利活動法人ふるさ と企画舎と連携を密にし、情報を共有しながら、一体となって多様化す る地域活性化への課題に取り組まれたい。